

◆《平成29年度兵庫ビルディング協会経営セミナー》開催のご案内 ◆

主催：兵庫ビルディング協会、（一財）日本ビルディング経営センター

テーマ

民法改正と貸しビル経営

2017年5月に成立した改正民法が、いよいよ2020年4月1日に施行されます。今回の民法改正は明治時代に民法が制定されて以来、120年ぶりの大改正であり、消滅時効制度や法定利率、錯誤等の基本的なルールの改正のほか、売買契約、賃貸借契約、請負契約等の13種類の契約類型についての抜本的な改正等が行われます。

売買契約では瑕疵担保責任がなくなり、契約不適合責任という新しい類型に変わり、賃貸借契約においては、個人と連帯保証契約を締結するには極度額を書面等で合意しなければ無効となるほか、ビルオーナーの保証人に対する情報提供義務や、オーナーチェンジの場合の賃貸人たる地位を前オーナーに留保するルール、テナントに修繕権がある旨の明文化、一部使用収益不能の場合の賃料の当然減額等新たな条文化や、通常消耗についてはテナントが原状回復義務を負わないことが明文化されるなど重要な改正が行われています。これらに、どのように対応すればよいか、特に賃貸借契約（「賃貸借契約書」）の留意点を解説して頂きます

日 時：平成30年2月6日（火）14：10～16：10

場 所：神戸国際会館 8階 802、803会議室

神戸市中央区御幸通8-1-6 TEL：078-230-3196

JR三ノ宮駅より徒歩5分（1階から東エレベーターをご利用ください）

演 題：「民法改正と貸しビル経営」

講 師：海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口 正夫 氏

参加費：無料

一般募集：定員10名（先着順 定員に達した時点で申込を締め切らせていただきます。）

申込方法：下記参加申込票にご記入の上、FAXにて兵庫ビルディング協会事務局までお申し込みください。
「参加票」をFAXでお送りいたしますので当日ご持参下さい。

締 切：平成30年1月19日（金）

- セミナーへ参加ご希望の方は、下記申込票に記入の上、このまま本紙のみを1月19日（金）までに、FAXでご返信ください。
- 参加証をメールにて送信させていただきますので当日ご持参下さい。
- 定員になり次第締め切らせていただきます。

《平成29年度兵庫ビルディング協会経営セミナー》 申込票

会社名	TEL	
	FAX	
お名前	部所・役職	備考（ビル経営管理士番号等）

返信先 FAX：078-251-6088 兵庫ビルディング協会 事務局宛

〒651-0086 神戸市中央区磯上通2丁目2-21 三宮グランドビル3階

TEL. 078-251-6268 <http://www.hyogo-birukyo.jp/>